



青 県 境 第 7 / 号
平成 16 年 6 月 23 日



田 子 町 長 殿

青森県特別対策局県境再生対策室長



青森県の原状回復対策における対応等についての質疑等、
お尋ねしたい事項について（回答）

貴職より、平成 16 年 5 月 28 日付でご照会のあった標記については、
別添のとおり回答します。

1 ラグーンにおける底泥及び水質検査について

(1) 4月20日に行ったラグーンの底泥及び水質検査において、全シアンや有機リンの定量下限値が0.1以下となっているが、環境基準は検出されないこととなっており、この測定精度が適正なのかのご見解を伺いたい。

(答) 環境基準は国の告示により定められており、その中でも全シアンや有機リンは環境基準が検出されないこととされています。

この環境基準が検出されないことは、告示に定める方法で測定した場合、その結果が定量限界を下回っていることを意味します。したがって、今回の分析結果(<0.1)は不検出を意味します。

なお、「測定精度が適正なのか」とのご質問の趣旨が不明なので、その趣旨をお伺いします。

(2) 今回の測定では基準を満たしているとの結果であるが、過去の測定データを時系列にお示しいただき、その変化や経緯と安全であるという根拠を住民にわかりやすくご説明をいただきたい。また、今後の測定結果の推移についても適宜適切にお知らせ頂きたい。

(答) これまで測定の都度、測定データを示してきたところですが、ご要望のあった時系列による過去の測定データは別紙1のとおりです。また、周辺環境における水質モニタリングにより、現場周辺には汚染が拡散していないことを説明してきたところです。

なお、今後も水質モニタリング等の結果については、その都度提供しますので、当該データの蓄積により推移分析にご活用ください。

(3) 一時的に濃度として環境基準を満たしても、汚染物質の総量が環境に及ぼす危惧は十分に考えられる。水生魚等の飼育により継続的に安全であるとお示し頂けないか。

(答) 浸出水処理施設の稼働後において、魚類を飼育することにより放流水が河川に影響を与えることを確認することとしています。

しかしながら、魚類が健全に生育するためには、有害物質が存在しないことはもちろんですが、水温、水中の酸素濃度、飼育場所の形状等を飼育する魚類にとって適切なものとする必要があるなど、魚類の飼育には専門的な知識が必要となります。のとする必要があります。

したがって、生物モニタリングについて検討する生物影響調査評価委員会において委員の意見を伺って実施したいと考えています。

(4) この総量把握のため及び降雨量のうちどれだけ表層を流れ、また地下浸透しているかの状況を把握するためにも、周辺の水亦地区での降雨量のデータを町から提

供するので、仮設浄化プラントでの流入量の測定データ等からメカニズムをお知らせ頂きたい。

(答) 不法投棄現場への降雨が表流水、地下浸透水として仮設浄化プラントへ流入するメカニズムについては、不法投棄現場の詳細な地目別浸透割合、地下浸透後の流速や経路を把握する必要があり、その解明は困難です。

なお、貴職から提供いただいた水亦地区の降雨量のデータと仮設浄化プラントへの流入量のデータの比較は別紙2のとおりです。

2 当町の協議会で実施した現地調査結果について

(1) 一時仮置き場に黒い燃え殻と推測される廃棄物が積み上がっているが、これは乾燥すると風によって周囲に飛散するので、その防止策を講じるとともに、ダイオキシン類の分析が必要である。

(答)

① この廃棄物は、目下工事中の洗車設備工事現場で掘削し、一時仮置き場に移し替えました。

廃棄物は、中央池に積まれていた堆肥様物で平成12年に一時仮置き場に移動したものとの一部と判断されますが、一時仮置き場の堆肥様物分析結果からは、ダイオキシン類は230～290pg·TEQ／gで土壤環境基準の1,000 pg·TEQ／g以下となっております。

② この廃棄物については、周辺に飛散しないように、工事用シートで覆いながら移し替え作業を行い、移し替え終了時には、整形して再度工事用シートで被覆し、シートからの雨水排水も考慮することとしております。

③ この廃棄物については、今年度から始まる撤去と併せて撤去します。

(2) これに関連して、これまでに現場内各地点で廃棄物に含まれるダイオキシン類の分析結果について、再度住民に分かりやすいようお知らせ頂きたい。

(答) 土壌・廃棄物の汚染分析調査については、これまで住民説明会等で説明したことろです。これまでの説明でご理解できなかった点をお知らせください。

3 撤去・運搬作業について

(1) 現地での掘削・積み込み等の撤去作業については、香川県豊島で行われている事例と同等以上の安全性を確保できる対策を講じて頂くようお願い申し上げたい。

(答) 平成16年5月29日に開催した、第4回原状回復対策推進協議会において、一次撤去マニュアル骨子案をお示ししたところであり、この具体的な内容については、今後、住民説明会を開催し、説明することとしています。

撤去に係る作業現場内及び周辺における安全対策については、豊島のマニュア

ルも参考にしながら検討しているところですが、今後、豊島の事例と比較した具体的な意見等をいただきたいと考えています。

(2) 香川県豊島一直島の運搬ルートは専用車・船を用いて一般の道路を通行しないで行われているのに対し、当町においては、狭い県道・国道を大型車両が頻繁に通行することとなる。このため、沿線の自治体の了解を得るだけでなく、沿線住民の事前の了解を得てから実施して頂きたい（沿線住民の反対運動が起こってからでは手が付けられなくなる恐れが十分にあることを認識頂きたい）。

(答) 産業廃棄物の運搬ルートの確定は、搬出先となる中間処理施設の決定後となります。田子町内等の交通量調査や道路状況の確認などの結果を踏まえながら十分に検討を行って、沿線住民の方々の生活にできるだけ影響を及ぼすことがなく、安全面等からも最も適当な経路を選定したいと考えています。

その際、運搬車両通行による交通事故等を未然に防止するため、学童等の通学時間を考慮して運行時間を制限するほか、冬期間の運行制限、通学路や見通しの悪い交差点など特に交通安全上配慮が必要な箇所を把握してそれに対処するとともに、農耕車の優先、車両誘導員の配置、運転者に対する交通安全教育の徹底などの交通安全対策を実施することが重要と考えています。

これらの交通安全対策を盛り込んだ撤去計画や廃棄物運搬マニュアル（案）を事前に住民説明会等で住民の方々にお示しし、十分に説明することにより御理解をいただけるようにしたいと考えています。

なお、原状回復対策事業は県主体の事業ではあるものの、その目的は田子町と共通のものであると認識しており、貴町には、住民意見の単なる代弁者ではなく、住民の生命、健康を守る行政主体として、目的達成のため、より積極的な協働・協調をお願いいたします。

(3) 未だにもって廃棄物がどこのルートを通りどこにどれだけ・どういう方法で運ばれていくのか、そしてどの様に処理されるのかという具体的な説明がなされず、入札をしなければ分からぬという回答に終始している。それを早く示して頂きたい。

(答) 現時点では、青森市又は八戸市以外に廃棄物の受入可能な中間処理施設がないことから、運行ルートは現場～田子町内～国道4号線を利用することを見込んでいます。田子町内のルートについては地元からの要望を踏まえ、学童の交通安全等に配慮した経路を選定いたします。

なお、処理数量及び処理方法については第4回原状回復対策推進協議会でお示したとおりです。

4 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

(1) 現場の特性から掘って見なければ分からぬので分析しながら撤去を行う、と

の青森県の説明がなされているが、撤去の作業中の労働災害防止の観点からも、作業前の検査体制をどのように行う考えかお示し頂きたい。

(答) 汚染拡散防止対策として実施している水処理施設及び遮水壁等の工事が完成する平成18年度末までの間は、一次撤去として作業による汚染拡散のおそれのない防水シート上にある一時仮置き場及び中間処理場の廃棄物約9万6千m³を撤去する計画としています。

一次撤去の対象となるこれらの廃棄物については、その性状や有害物質の濃度を把握するための試料分析調査を実施済みであり、その全てが特別管理産業廃棄物に相当する廃棄物であることを確認していますので、現在、撤去作業中の労働災害防止の観点も踏まえ、そのような廃棄物を安全かつ効率的に撤去できるよう一次撤去マニュアルの作成を進めているところです。

なお、平成19年度以降の本格撤去時の具体的な検査体制や撤去方法については、撤去マニュアルの作成とあわせ、今後、検討して参ります。

(2) 安全性の確保と共にどの様な処理を適正にするのかの観点からも有害性の濃度を把握していくべきと考えているが、どのような分析方法により、いつどの時点で誰が判断しその判定を行うのか、の組織の確立についての考え方をお示し頂きたい。

(答) (1) でお答えしたとおりです。

(3) 周辺環境のモニタリングも含め、検査組織体制の確立が早急に必要と考えるが、どの様な体制をお考えであるかお示し頂くと共に、今後行っていくその組織には住民が入り、常時現場において住民の目が届く体制としていただきたい。

(答) 「検査組織体制及び常時現場において住民の目が届く体制」とは具体的にどのようなことなのか、ご教示をお願いします。

なお、環境モニタリングについては、田子町長や住民代表の方々が委員として参加されている原状回復対策推進協議会で計画や結果等についてご検討いただきながら実施しているところです。また、モニタリングの実施に当たっては、採水日時を公表し、住民の方々も立ち会いできるようしています。

5 緊急連絡体制について

当町の原状回復調査協議会が5月24日に行った現地調査時において、雷が伴う急激な豪雨に見舞われた中でも作業が行われており、某かの危険性を感じたが、工事作業中の事故、環境学習の提供の場、視察者の入山等を考慮すれば、不測の事態に対応できる携帯電話の通話地区とする必要性が痛感されるので、早急の整備をお願いしたい。

(答) 現場は、現在のところ有線電話が敷設されておらず、部分的に通話可能な地点があるものの概して携帯電話の通じない状況にあります。

携帯電話については従前から要望があったことから、当室として、不法投棄現場が通話可能なエリアとなるようにNTTドコモ東北青森支店に対して新たなアンテナ鉄塔整備について検討を求めて参りました。

NTTドコモからは、現地で電波受信調査などを行うとともに社内で検討した結果、現場の工事作業員などの需要を加味しても、採算面を考慮した場合、NTTドコモ独自に新たな鉄塔整備の投資をすることは困難である旨の回答があったところです。

携帯電話については、そのような現状ですが、当室では、既に現場事務所に衛星携帯電話を設置しており、必要時には一般加入電話や携帯電話と通話が出来る状態であり、また、現場への有線電話の敷設については、NTTに対して検討を依頼しているところであります。緊急時はもちろんのこと原状回復作業に支障がないように通信手段を整備したいと考えています。

なお、携帯電話の通信エリア拡大のためには、アンテナ鉄塔の整備に、半径1キロメートルの簡易型で5～6千万円、半径数キロの通常型で1億円程度を要します。県が自らアンテナ鉄塔整備をする場合は国等の補助がありませんが、市町村が主体となって整備する場合には、整備費用の一部を国と県が補助する制度（移動信用鉄塔施設整備事業）があり、県内でも多くの町村がこの制度を活用して通信エリア拡大に取り組んでいます。

この制度は、一定規模の人口（400人以上が目安）が必要とされていますが、国が10分の5、県が10分の2を補助し、残りの町の負担分には過疎債の起債が可能で、事業者からの負担金もあり、有利な制度であることから、貴町においてもこうした制度の活用も含めてご検討していただきたいと考えています。

6 (仮名) 資料館の整備について

汚染拡散防止対策、原状回復対策の実施においては県税が使われており、いつでも県民がその状況を閲覧でき、かつ、後世にこのような不法投棄事件の再発防止を啓蒙するためにも、現地周辺にこれまでの経緯や実施中の状況を公開できる場を整備して頂きたい。

(答) 県では、原状回復に当って、汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の撤去などに関する情報を積極的に公開することとしています。これらの情報は、原状回復対策推進協議会や住民説明会等の場を通じて地元住民をはじめとする県民の皆さんに提供するとともに、県のホームページに掲載し公開しています。

また、ご指摘のように、これまでの経緯を明らかにし、その資料を公開することは、後世にこのような不法投棄事案の再発防止を啓蒙するために大変重要となります。特に事案に関係した者全てが本事案発覚までの各々の対応状況とその責任や問題点を検証し、それを公開していくことが特に重要であると考えています。

このため、県は、本事案に係る県の対応状況を第三者の視点で検証する委員会を設置し、県行政上の問題点及び責任の検証を行い、その結果をまとめた報告書を公

表し、県のホームページ上でも公開しているところですが、地元自治体であり、不法投棄業者と「環境保全に関する協定書」を締結し、立入権限等を有していた貴町におかれましても、**自らの対応状況とその責任や問題点を検証していただくことが貴町のみならず他市町村における不法投棄対策に有用と考えます。**

貴町の検証結果については、県の検証結果とあわせ、県のホームページ等を通じ誰もがご覧いただけるように公開して参りたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

なお、現地周辺におけるこれまでの経緯や実施中の状況の資料等の公開につきまして、県の現地事務所において必要に応じご覧いただけるようになっていますが、今後、平成17年5月完成予定の浸出水処理施設内のスペースを利用して資料の展示等を行うこととしています。

貴町におかれても公共施設の利用についてのご検討をお願いします。